



富士見町赤十字奉仕団 救急法講習

～ 知っていれば安心です 心肺蘇生とAED ～

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

富士見町赤十字奉仕団では、「災害時における救護活動を支える団体として、赤十字ボランティア活動を身近な地域社会の中で行うことを目指す」を目標に、様々な活動を行っています。



その中から「救急法講習会（一次救命処置）」についてご紹介します。

●いざという時のために



日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき各種講習を行っています。

いざという時のために、一人でも多くの人に救急法の知識を身に付けてもらいたいため、未経験の方にはぜひ一度、救急法の講習を受けてほしいと思います。1回でも講習を受けていれば、忘れてしまったところは119番通報した際に電話で指示を受けながら手当することも可能だと思います。

●誰かの命を救える人に

では、『1回受ければそれで良いか』という、そうではありません。より良質な処置ができるようにスキルを上げるという意味で、定期的に講習を受けることをおすすめします。

例えば、胸骨圧迫は乱暴な言い方をすると「とにかく押せ、いいから押せ」でも、やらないよりはマシ、です。しかし効果的な胸骨圧迫は、押す位置、強さ、テンポなど細かく指針が出ていますが、その知識を実践するのは意外と難しいことです。また、AEDも基本は「電源を入れて、音声ガイドに従う」だけですが、こちらも電極PAD貼付時の注意事項など、意外と忘れてしまうことが多くあります。



さらに、心肺蘇生法は5年毎にガイドラインが改訂され、救命率を上げるためのより良質な心肺蘇生の方法や、さまざまな市民があらゆる年齢層の傷病者へ対応する場合を想定した共通のアプローチが出されています。

心肺蘇生とAEDの具体的な方法については、日本赤十字社のホームページ (<https://www.jrc.or.jp/study/safety/>) に動画が公開されていますので、ご覧いただきたいと思います。そして、救急法の講習会に参加して一緒に練習しましょう。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中ではありますが、救急法講習も感染防止対策を講じながら実施しています。富士見町赤十字奉仕団でも、昨年は救急法の勉強会を中止していましたが、安全に講習できる方法を検討し、再開したいと考えています。その際は広報等で案内しますので、興味のある方はぜひご参加ください。

最後に、「苦しんでいる人を助けるんだ」という、あなたの想いが傷病者に伝わることを信じています。

日本赤十字社長野県支部 救急法指導員 富士見町赤十字奉仕団 指導部長 岩井 計夫

〈 富士見町赤十字奉仕団員募集! 〉



富士見町赤十字奉仕団では、以下のような活動を地域の中で行っており、一緒に活動していただける仲間を募集しています。年齢、性別等は問いませんので、お気軽にご連絡ください。

救急法の普及活動

災害時の炊き出し

災害義援金の募集

